

(案)

新ひだか町空家等対策計画

令和6年3月



新ひだか町

目 次

第1章 計画策定の趣旨と基本的な方針

1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間.....	3
4	計画の対象	3
	(1) 対象地区	3
	(2) 対象とする空家等の種類.....	3
5	空家等対策の基本的な方針	4
	(1) 所有者等の意識の涵養	4
	(2) 空家等の利活用の促進	4
	(3) 空家等の適正管理の推進.....	4

第2章 空家等の現状と課題

1	空家等の現状	5
	(1) 全国の空家等の状況.....	5
	(2) 北海道の空家等の状況	5
	(3) 新ひだか町の空家等の状況	6
2	空家等の課題	13
	(1) 適正管理	13
	(2) 利活用.....	13

第3章 空家等の対策

1	空家等の発生抑制	15
2	管理不全空家等の解消	16
3	空家等に関する相談・実施体制	18

第1章 計画策定の趣旨と基本的な方針

1 計画策定の背景と目的

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、住宅に対する社会的ニーズの変化等に伴い、空家が年々増加しています。このような空家の中には、適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあり、適切な対策が重要な課題となっています。こうした背景から国は、地域住民の生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、2014年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が公布（2015年5月に全面施行）され、2015年2月には、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（2021年6月最終改正）が定められています。

また、北海道は、市町村の空家等対策を積極的に支援することを目的に、2015年12月に「空き家等対策に関する取組方針」を定め、さらに2017年9月には空家計画の策定や対策の推進のため「空き家等対策の手引き」を発行しております。

新ひだか町においては、これらの法令等に基づき、町民の生命、身体、財産を守り、生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進することを目的とし、空家等対策の基本的な方針や取り組みを示すものとして、2018年度（平成30年度）に計画期間を2019年度（平成31年度）から2023年度（令和5年度）とする「新ひだか町空家等対策計画」（以下「空家等計画」という。）を策定しました。

空家等計画の取組を計画的に進めるため、2018年度（平成30年度）、地域住民や空家等対策に関連のある団体の委員で構成する「新ひだか町空家等対策協議会」を設置し、空家等対策に関する協議を行い、2019年度（平成31年度）には「空家所有者等意向調査」、2020年度（令和2年度）には「新ひだか町空家バンクの設置」など協議会と連携しながら様々な取組を実施してきたところですが、計画期間が最終年度を迎えたことから、2023年度（令和5年度）、新ひだか町内における空家の実態調査を実施し、新ひだか町の空家の現状及び、社会情勢の変化等を踏まえ、2024年度（令和6年度）以降の対策の方針とするため、空家等計画を一部改定するものです。

2 計画の位置づけ

空家等計画は、法第7条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、国が定めた基本指針に即し、本町の地域の実情に合わせた空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

なお、計画の推進に当たっては、本町の上位計画である「第2次新ひだか町総合計画」や「新ひだか町創生総合戦略」等の関連する計画と連携・整合性を図ります。

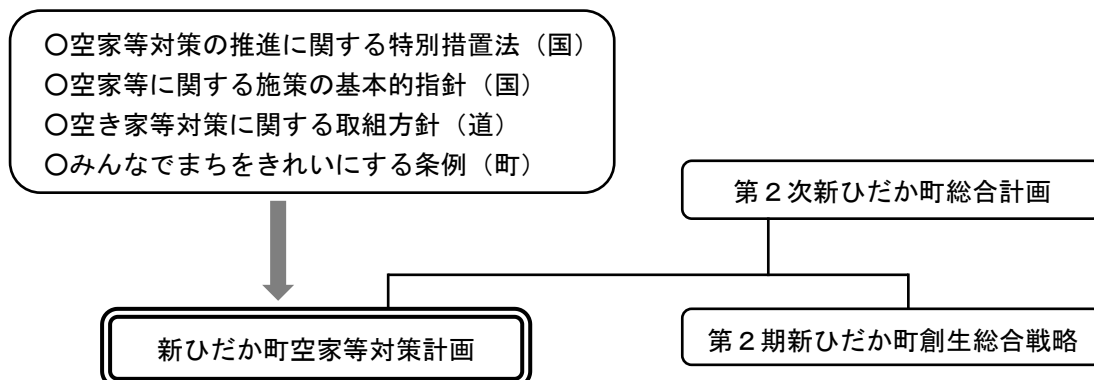


図 1 計画の位置づけ

3 計画期間

空家等計画の計画期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とし、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の対象

(1) 対象地区

空家等実態調査の結果、本町の空家は町内に広く分布していることから、空家等対策の対象とする地区は町内全域とします。

(2) 対象とする空家等の種類

空家等計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」とします。

【空家の定義】

1 空家等（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 特定空家等（法第2条第2項）

次の状態にあると認められる空家等をいう。

- (1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (2) 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (4) その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

5 空家等対策の基本的な方針

新ひだか町における空家等対策は、空家等の現状と課題を踏まえ、総合的な空家等対策による良好な住環境の実現を図るため、空家等の適切な管理により、地域の安全確保と生活環境の保全を図り、併せて使用可能な空家等の活用を促進します。

(1) 所有者等の意識の涵養

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により、適切に対応することが前提となり、空家等の適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要です。また、相続、転勤などにより、すべての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要であり、広く所有者等に対し啓発を行うことで空家等問題に関する意識の涵養を行い、新たな空家等の発生抑制に努めます。

(2) 空家等の利活用の促進

空家等の利活用については、所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査を継続して実施し、関係機関・団体・地域等と連携を図りながら新たな利活用を促進する施策を推進します。

(3) 空家等の適正管理の推進

適切な管理が行われていない空家等（特定空家等）については、危険性や周囲への悪影響が発生する恐れが高い空家等であり、町民の安全と生活環境の保全を確保するためにも、所有者等に発生している問題を改善してもらう必要があります。

法の規定では、第9条に基づく立入調査や第22条に基づく段階的な措置の規定が定められておりますが、特定空家等の所有者にとっては、強い公権力の行使を伴う行為を含むものであり、これらの措置を講ずるに当たっては、庁内関係部署・関係機関との連携体制を構築し、総合的な対策を推進します。

なお、特定空家等に該当しないと判断された空家等については、その所有者等に対して適切な維持管理を促すなど、法に基づく措置以外の対応を継続して講じていきます。

第2章 空家等の現状と課題

1 空家等の現状

(1) 全国の空家等の状況

総務省で実施している2018年（平成30年）住宅・土地統計調査では、全国の住宅総数6,241万戸のうち、空き家が849万戸あり、空き家率（総住宅数に占める空き家の割合）は13.6%と過去最高となっております。

表1 全国の総住宅数、空家数及び空家率の推移（S38～H30）

全国	昭和38年	昭和43年	昭和48年	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
住宅総数（戸）	21,090,000	25,591,200	31,058,900	35,450,500	38,606,800	42,007,300	45,878,800	50,246,000	53,890,900	57,586,000	60,628,600	62,407,400
空家数（戸）	52,000	1,034,200	1,720,300	2,679,200	3,301,800	3,940,400	4,475,800	5,764,100	6,593,300	7,567,900	8,195,600	8,488,600
空家率（%）	2.5	4.0	5.5	7.6	8.6	9.4	9.8	11.5	12.2	13.1	13.5	13.6



図2 全国の総住宅数、空家数及び空家率の推移（S38～H30）

(2) 北海道の空家等の現状

北海道の空家戸数の推移をみると、2018年（平成30年）に空家の総数が37万9,800戸で空家率は13.5%となっており、2013年（平成25年）の調査時と比較して0.6ポイント減少しております。

表 2 北海道の総住宅数、空家数及び空家率の推移 (S38~H30)

北海道	昭和38年	昭和43年	昭和48年	昭和53年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
住宅総数(戸)	1,080,000	1,300,990	1,518,100	1,744,500	1,923,800	2,092,500	2,258,800	2,433,300	2,572,200	2,730,500	2,746,600	2,807,200
空家数(戸)	41,800	59,650	92,300	118,100	166,500	220,300	230,400	273,400	303,800	374,400	388,200	379,800
空家率(%)	3.9	4.6	6.1	6.8	8.7	10.5	10.2	11.2	11.8	13.7	14.1	13.5

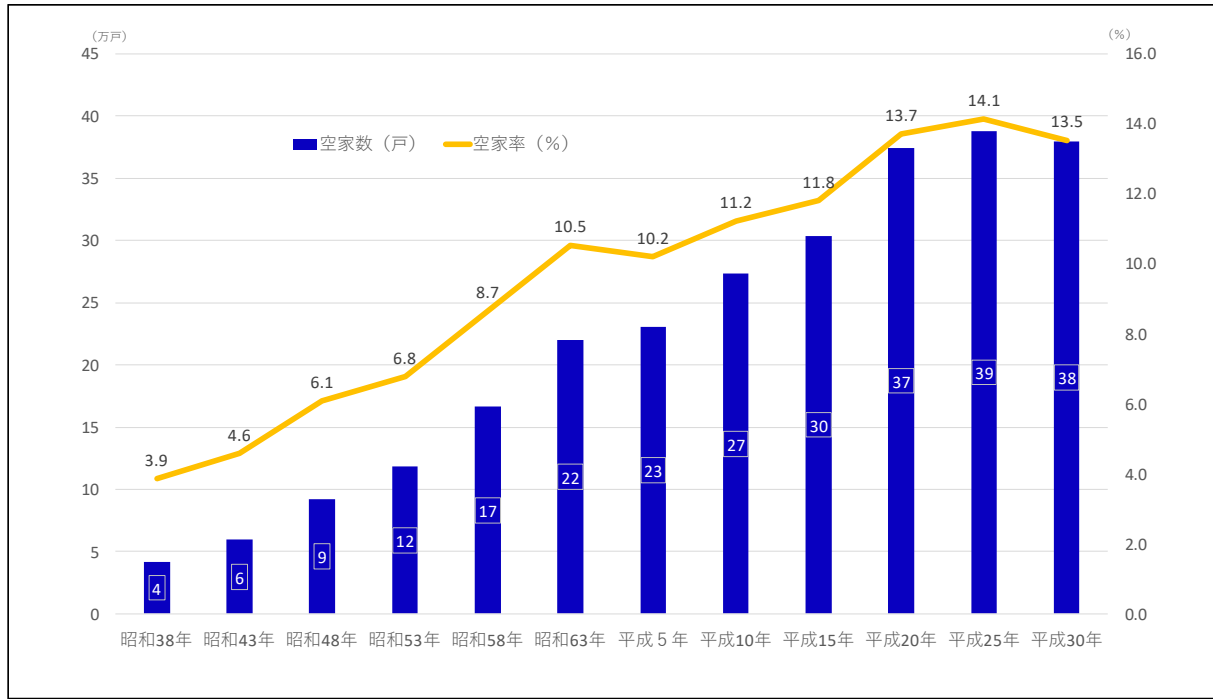


図 3 北海道の総住宅数、空家数及び空家率の推移 (S38~H30)

(3) 新ひだか町の空家等の状況

新ひだか町では、町内全域にわたる空家等の実態を把握し、空家等対策に必要な基礎資料を作成することを目的に、令和5年度において「新ひだか町空家等実態調査」を(株)ゼンリンへの委託により実施しました。

① 実態調査の概要

町内全域において、新ひだか町が貸与する資料や(株)ゼンリンが保有している新ひだか町の空き家コンテンツ(国土交通省住宅局「地方公共団体における空き家調査の手引き」に記載の空き家等の判定基準を例に準拠し整備した情報等)等の活用により、空家等と思われる対象について抽出し、外観目視により現地調査を実施し、空家等を特定し、所在、用途、構造、階数、建物・敷地の状況調査、外観写真を撮影するなど、詳細な調査資料等を作成しました。

② 調査の対象

町内全域で実施

③ 調査期間

2023年（令和5年）7月～9月

④ 実態調査の結果

空家等と推定される建物は、町内全域で659件あり、各集計項目別の内訳は次のとおりです。

ア 大字別の集計

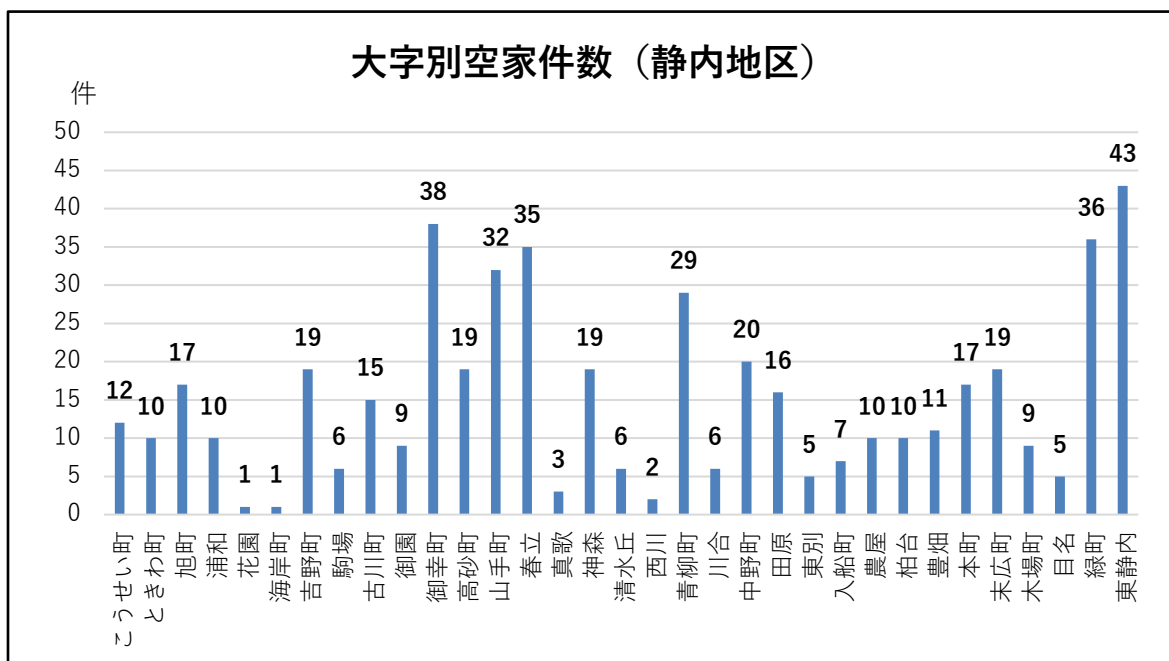


図 4 大字別の空家件数（静内地区）

表 3 空家等実態調査の地区別棟数・世帯数に対する割合（静内地区）

静内 大字名	空家等（棟） A	参考（世帯数） B	$\frac{A}{A+B}$
こうせい町	12	365	3%
ときわ町	10	407	2%
旭町	17	712	2%
浦和	10	153	6%
花園	1	24	4%
海岸町	1	27	4%
吉野町	19	232	8%
駒場	6	76	7%
古川町	15	269	5%
御園	9	116	7%
御幸町	38	577	6%
高砂町	19	534	3%
山手町	32	454	7%
春立	35	136	20%
真歌	3	98	3%
神森	19	556	3%
清水丘	6	266	2%
西川	2	49	4%
青柳町	29	654	4%
川合	6	46	12%
中野町	20	825	2%
田原	16	304	5%
東別	5	41	11%
入船町	7	62	10%
農屋	10	47	18%
柏台	10	426	2%
豊畑	11	203	5%
本町	17	257	6%
末広町	19	330	5%
木場町	9	91	9%
目名	5	179	3%
緑町	36	851	4%
東静内	43	269	14%
小計	497	9,636	5%

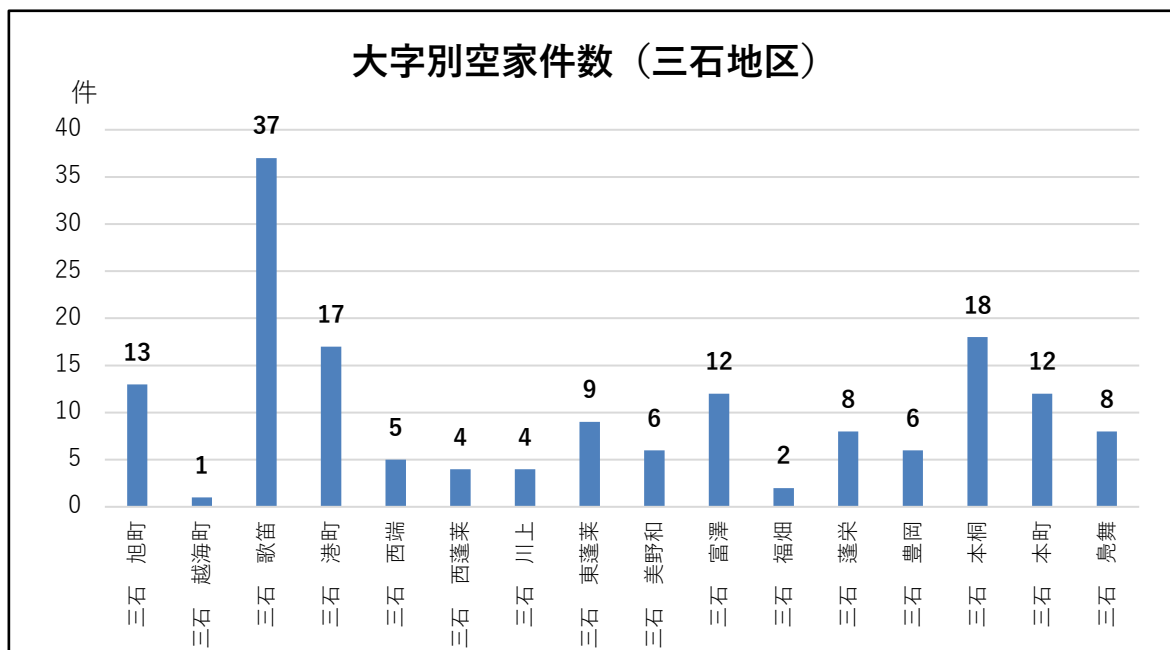


図 5 大字別の空家件数（三石地区）

表 4 空家等実態調査の地区別棟数・世帯数に対する割合（三石地区）

三石 大字名	空家等（棟） A	参考（世帯数） B	$\frac{A}{A+B}$
旭町	13	281	4%
越海町	1	38	3%
歌笛	37	231	14%
港町	17	114	13%
西端	5	20	20%
西蓬菜	4	15	21%
川上	4	62	6%
東蓬菜	9	52	15%
美野和	6	57	10%
富澤	12	77	13%
福畑	2	23	8%
蓬栄	8	52	13%
豊岡	6	60	9%
本桐	18	267	6%
本町	12	224	5%
梟舞	8	110	7%
小計	162	1,683	9%
合計	659	11,319	6%

イ 建物等の不良度判定結果

空家と推定される建物について、外観調査によって取得できた不良箇所ごとに、不良度判定表にしたがって評点付けを行い、その合計点によって不良度が低いものから順にAランクからEランクの5段階に区分しました。

ランク	判定内容
A	小規模の修繕により再利用が可能
B	管理が行き届いていないが、当面の危険性は少ない
C	管理が行き届いておらず、損傷が激しい
D	倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高い
E	倒壊の危険性があり、解体などの緊急度が極めて高い

※不良度判定表…建物等の不良度に係る判定項目について、国交省の手引きや北海道の特定空家の判断の手引き、(株)ゼンリンが過去に実施した他の自治体の空家実態調査実績等を参考に、外観から取得できる調査項目を設定した。

【ランク区別集計結果】

ランク	A	B	C	D	E	計
件数	125 (122)	164 (105)	200 (116)	137 (183)	33 (44)	659 (570)
割合	19.0% (21.4%)	24.9% (18.4%)	30.3% (20.4%)	20.8% (32.1%)	5.0% (7.7%)	100% (100%)

※ () 内は平成 28 年度調査時の件数・割合

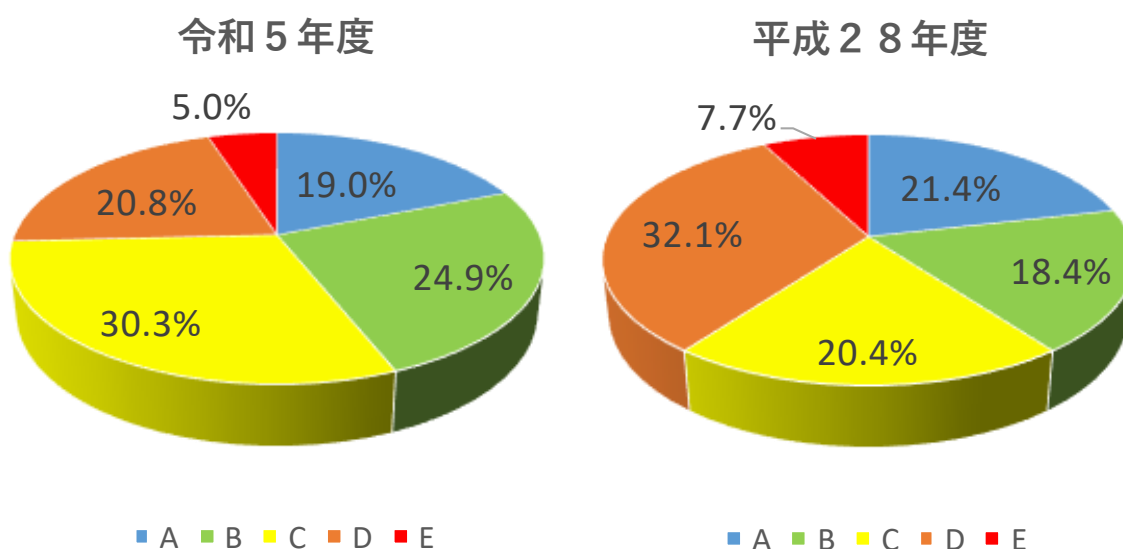


図 6 不良度判定結果の比較

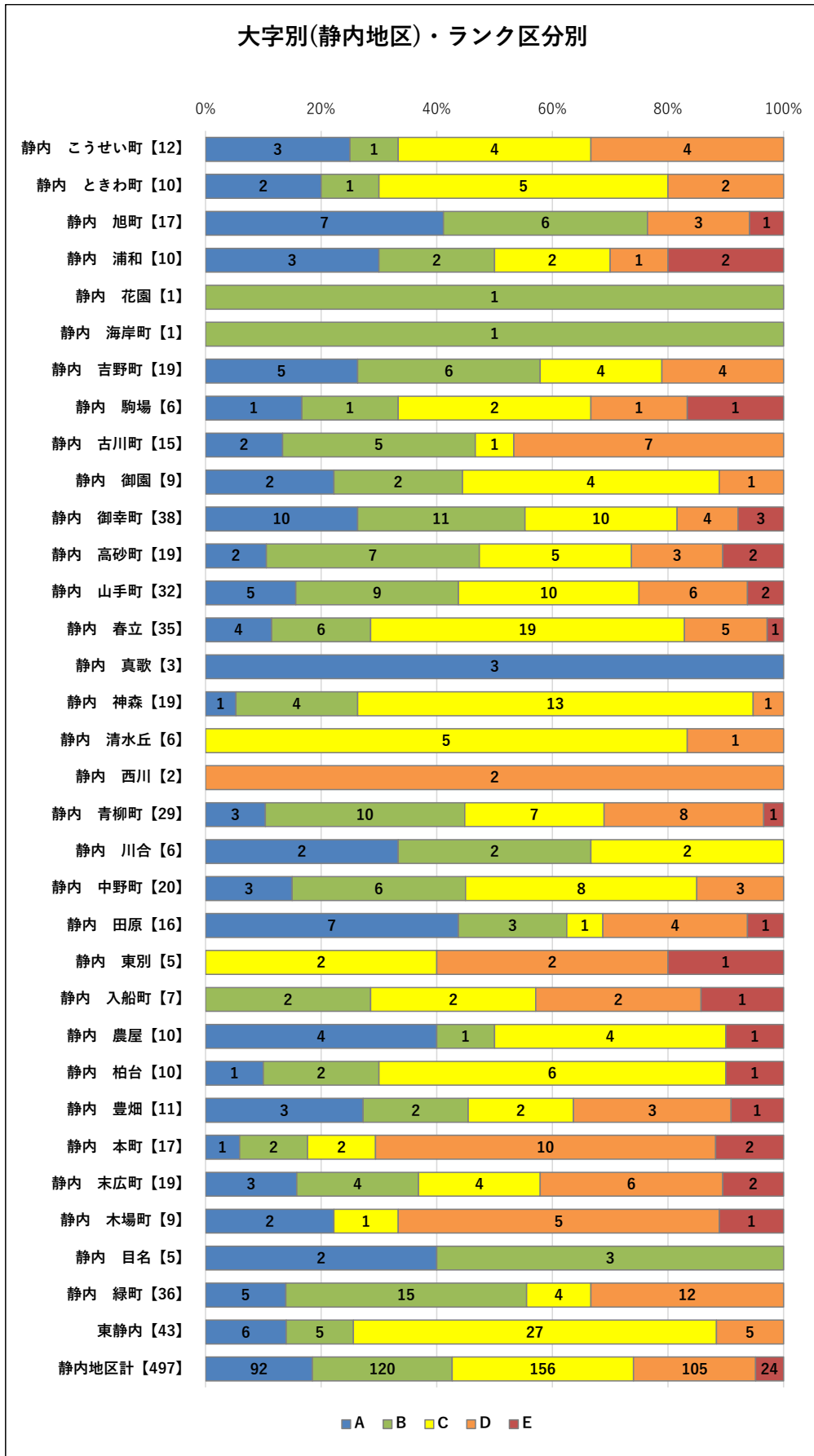


図 7 大字別不良度判定結果 (静内地区)

大字別(三石地区)・ランク区分別

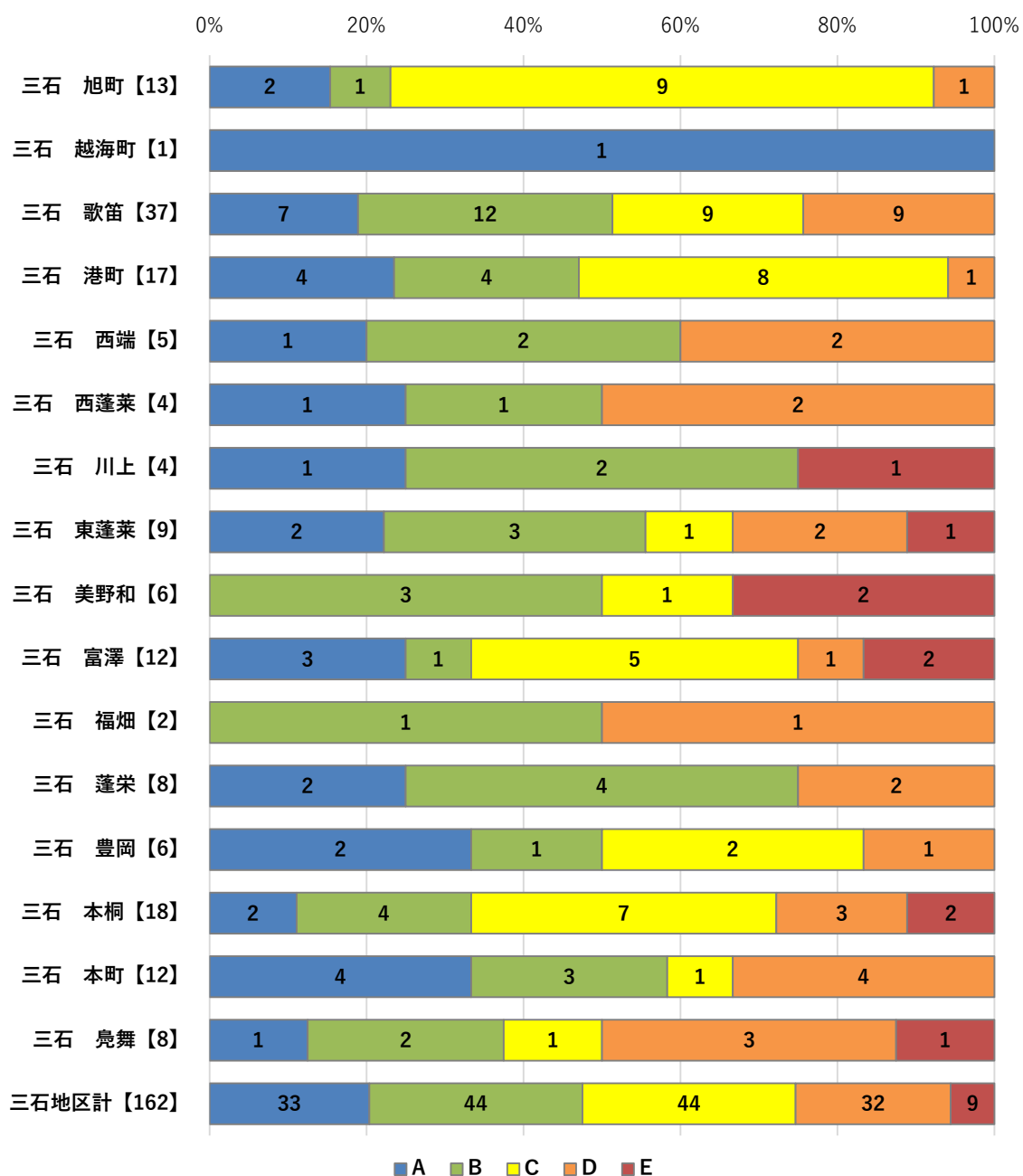


図 8 大字別不良度判定結果 (三石地区)

2 空家等の課題

新ひだか町における実態調査の結果や一般的に指摘されている事項として、次のようなことが課題としてあげられます。

(1) 適正管理

- 実態調査により建物の倒壊の危険性があり、修繕や解体等の緊急度が高い空家が170件把握され、今後、所有者等に対して必要な措置を促すことが求められます。
- 空家及び危険な空家の増加が今後も懸念されることから、現状の空家への対処だけでなく、住民に対して住宅等の適切な管理に関する意識の涵養、啓発等が求められます。
- 維持管理、除却、利活用等のための所有者等の費用面への支援の検討が求められます。
- 所有者等の管理能力、ノウハウが不足していると推測されることから、相談体制の整備や関連業者の紹介等を通じた適切な情報提供等が求められます。

(2) 利活用

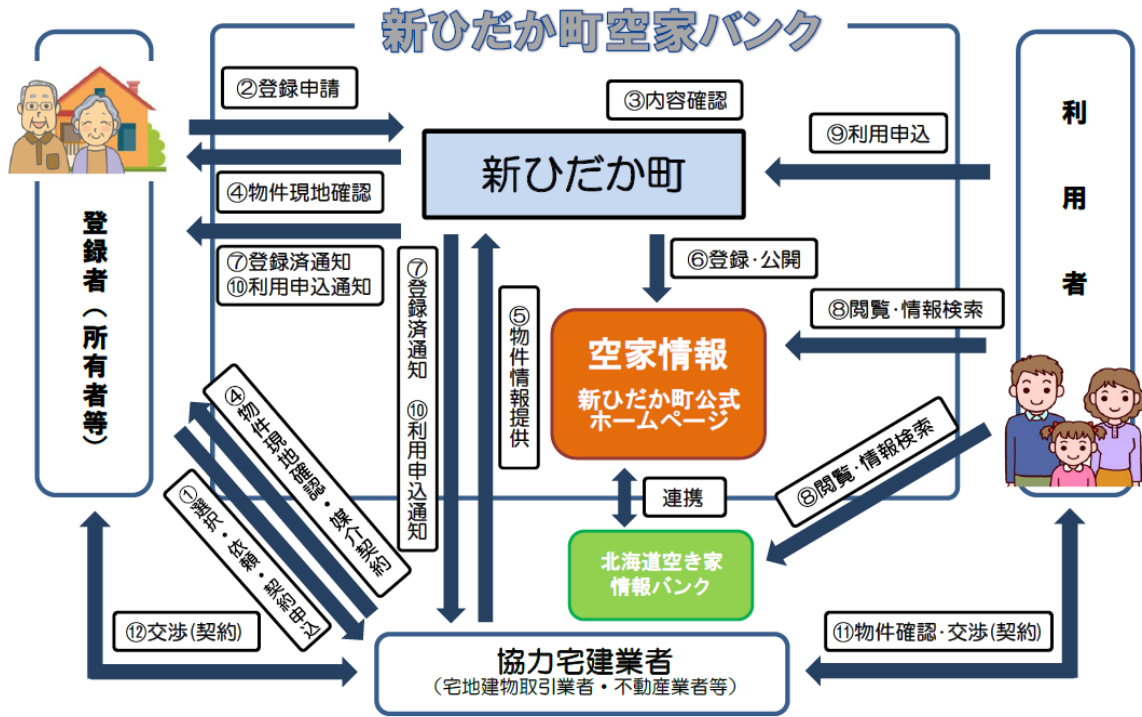
- 実態調査の結果、軽微な修繕で利活用可能な空家も相当数あることから、今後、このような利活用の可能性がある空家に対して、所有者等に利活用の意向を促していく必要があります。
- 利活用できる空家等所有者には町外の所有者も多く、利活用されていない事例が多いことから、空家バンク等の利用促進が求められます。

【空き家情報バンクシステムの概要】

空き家バンクについては、「新ひだか町創生総合戦略」の事業として位置づけられており、その事業目的は、「登録された空家・空き店舗の情報をホームページ等で情報発信することにより、空家・空き店舗の解消を図るとともに、町外からの利用者やIターン・Uターン者等新ひだか町への移住者の促進を図る」となっています。法に基づく空家等の活用促進の面からも「新ひだか町空き家バンク」を「新ひだか町ホームページ」内に構築し、新ひだか町全域の空き家情報の登録、管理を行う基本システム及びデータベースを運用しています。

新ひだか町空家バンクの基本的な仕組み

新ひだか町空家バンクを設け、町内における空家等の情報を収集・提供することにより、本町への移住・定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的としています。



第3章 空家等の対策

高齢化や人口減少、単身高齢世帯の増加に伴い、さらに空家等の増加が予想されます。空家等の増加を抑制するためには、現に存在する空家等について対策を講じるとともに、新たな空き家等の発生を未然に防ぐことが必要となります。このため、以下の取組を実施します。

1 空家等の発生抑制

空家等の管理は、法第5条に規定されているとおり、所有者等において周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努める責務があります。しかし、経済的な事情や、遠方に居住しているため空家等の状況を把握していないなどの理由により、自らの管理責任を全うしていない場合も考えられます。空家等は、放置された建物の老朽化や草木の繁茂が進むほど、除却等に要するコストが増大し、また、放置年数が経つにつれて所有者等の把握も困難になりますので、所有者等への空家等のリスクに関する意識啓発を目的とした情報提供など、危険な空家等の発生予防策を推進します。

【具体的な取組】

◆ 広報誌及びホームページ等による情報提供

空き家所有者等に適切な維持管理の重要性や管理責任を理解してもらうため、広報誌「新ひだか」、町ホームページ等への掲載及び啓発チラシの窓口配布等を実施し、情報提供・意識啓発を行います。

◆ 問題のある空家等の現地調査

問題のある空家等については、現地調査を行い、空家等の状況を確認します。

◆ 空家管理台帳の整備

空家等の調査結果をもとに空家等の管理状況を把握するため、所在地・所有者・空家等の状況・相談や対応記録など空家等に関する必要な情報を記載した空家等管理台帳を整備します。

なお、個人情報の取り扱いに注意し、慎重に管理します。

◆ 適正管理の周知

管理不全の空家等の所有者等へ適正管理を促す文書の送付を行います。

◆ 利活用の促進

空家等の活用については、所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等への意向調査を実施し、利活用可能な空家の有効活用を促進します。空家等の所有者と利用希望者のマッチングを行う空き家情報バンク事業につい

ては、庁内関連部署や不動産仲介業者、関係団体等と連携し、空家等の市場流通を促進します。

◆新ひだか町空家バンク制度の運営（2019年度（令和元年度）から）

空家等を売りたい方、貸したい方に空家等の物件を登録していただき、その情報を新ひだか町の専用サイト等で公開し、空家等の利用希望者へ情報提供しています。

また、空家バンクへの登録を促進するため、チラシ、広報誌等によるPRに努めます。

2 管理不全空家等の解消

建物の老朽化や草木の繁茂などにより管理不全化した空家等に対しては、法に基づく改善指導を行うとともに、それでも改善が見られない場合、国から示されているガイドラインや北海道が作成した「市町村による特定空家の判断の手引き」を参考に、外観目視による調査、立入調査を実施し、必要に応じて専門家の判断を仰ぎ、新ひだか町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を踏まえ、特定空家の認定については最終的には町長が決定します。

なお、「特定空家等」に認定した場合には、その所有者等に対して法に基づく「助言または指導」、「勧告」、「命令」、「行政代執行」と段階を追ってこれらの措置を講じていきます。除却した空家等に係る跡地については、地域、関係機関等と有効な方策を検討し、跡地利用を検討します。

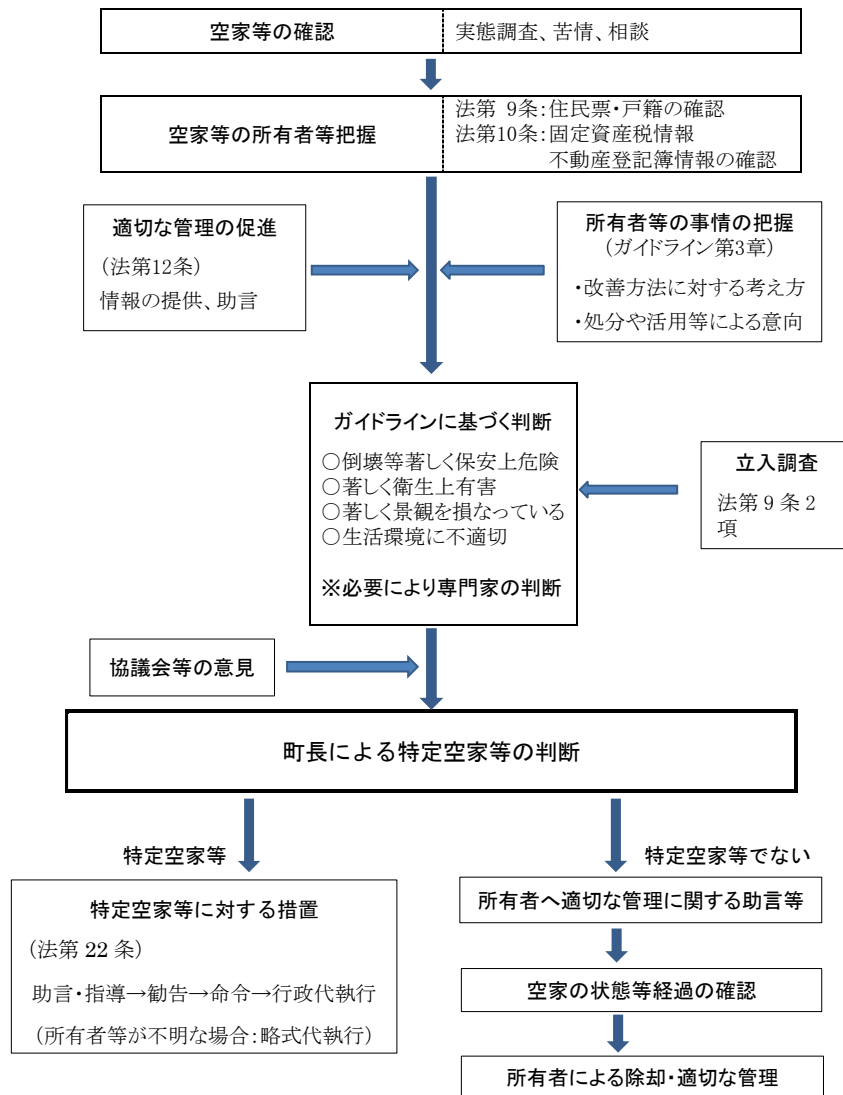
また、管理不全空家等に危険な状態が急迫し、人命への危害等を及ぼす恐れがあると認めるときは、その危害等を防ぐため、緊急安全措置を実施します。

【具体的な取組】

◆空家等対策関係部署との情報共有

実態調査や町民等から寄せられた空家等の情報を空家等対策関係部署で共有し、連携して空家等対策に取り組みます。

【特定空家等に係る一般的なフロー・事務手続き】



【他法令との連携】

空家等の対策は、この法の規定に限らず、建築基準法、道路法、消防法などそれぞれの法律の目的の範囲で、適正に管理されていない空家等についても、必要な措置等を講じることが可能なこともあるため、空家等の情報について、内部部局・関係機関と共有・連携を図ります。

◆ 空家等実態調査の実施

国の基本指針では、「市町村が空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには、既存の統計資料等も活用しつつ、まず各市町村の区域内の空家等の所在やその状態等を把握することが重要である。」とされています。

そのため、新ひだか町では、5年に一度国が実施する国勢調査や住宅・土地統計調査のほか、町民から寄せられる空き家に関する相談等や適宜実施する実

態調査等により空家等の現状を把握しています。

町民から空き家に関する相談や苦情があった場合は、現地にて周辺への危険性や使用実態などを調査し、特定空家等と認めた場合は、今後の活用等の意向確認や助言又は指導を行うため、次の情報の取得により所有者等の調査を行います。

- ・不動産登記情報、住民票情報、戸籍情報、固定資産の課税情報
- ・電気、水道、ガスなどの供給事業者の保有情報
- ・警察等の公的機関の保有情報など

3 空家等に関する相談・実施体制

防災、衛生、景観等の多岐にわたる空家等対策に関する事務は、総合的な窓口として保健福祉部生活環境課が担当することとし、庁内関係部署等とそれぞれの役割に基づいて連携し、横断的・総合的に取組みを進めるため、情報共有・協力体制を整えます。

【関係部署等の連携・協力体制】

項目	関係部署等
総合窓口	生活環境課
空家所有者等の居所に関すること	生活環境課
空地の衛生・景観に関すること	地域振興課
防災に関すること	総務課
移住・定住に係る空家等の利活用に関すること	まちづくり推進課
住宅政策、空家等の建築技術に関すること	建設課
空家所有者等の固定資産税等に関すること	税務課
防火等に関すること	消防署予防課

◆ 協議会の設置

法第7条に基づく空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、新ひだか町空家等対策協議会を設置しています。

【協議事項の例】

- 空家等対策計画の作成・変更
- 空家等の有効活用・適正管理
- 特定空家等の判断・措置

資 料 編

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2 新ひだか町空家等対策協議会
- 3 新ひだか町空家分布図

1 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日)

(法律第二百二十七号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

空家等対策の推進に関する特別措置法

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（空家等対策計画）

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第二十二條第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であつて、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。

一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地

二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点

三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域

四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域

五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域

4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

- 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。）の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件（第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。）は、特例適用建築物（その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道（同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。）に二メートル以上接するものに限る。）について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。）は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。）の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件（以下「用途特例適用要件」という。）に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。）の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。）と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全

の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

- 1 2 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 1 3 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 1 4 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二章 空家等の調査

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデ

一タベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当

該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

- 2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

（空家等の活用の促進についての配慮）

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第五章 特定空家等に対する措置

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 1 2 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 1 3 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 4 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 5 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 6 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 7 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第六章 空家等管理活用支援法人

（空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援法人の業務）

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第八章 罰則

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下この条において「新法」という。）第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

2 新法第二十二條第十項及び第十二項（同条第十項に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び附則第六条において「施行日」という。）以後に新法第二十二條第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法（次項において「旧法」という。）第十四條第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

3 新法第二十二條第十一項及び第十二項（同条第十一項に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四條第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 新ひだか町空家等対策協議会

新ひだか町空家等対策協議会設置要綱

平成30年10月1日要綱第7号

(設置)

第1条 町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条に規定する空家等をいう。以下同じ。）の活用を推進するため、新ひだか町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他空家等対策の推進に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選により定め、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 法第7条第2項に規定する者
 - (2) その他町長が必要と認める者
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生活環境課において処理する。

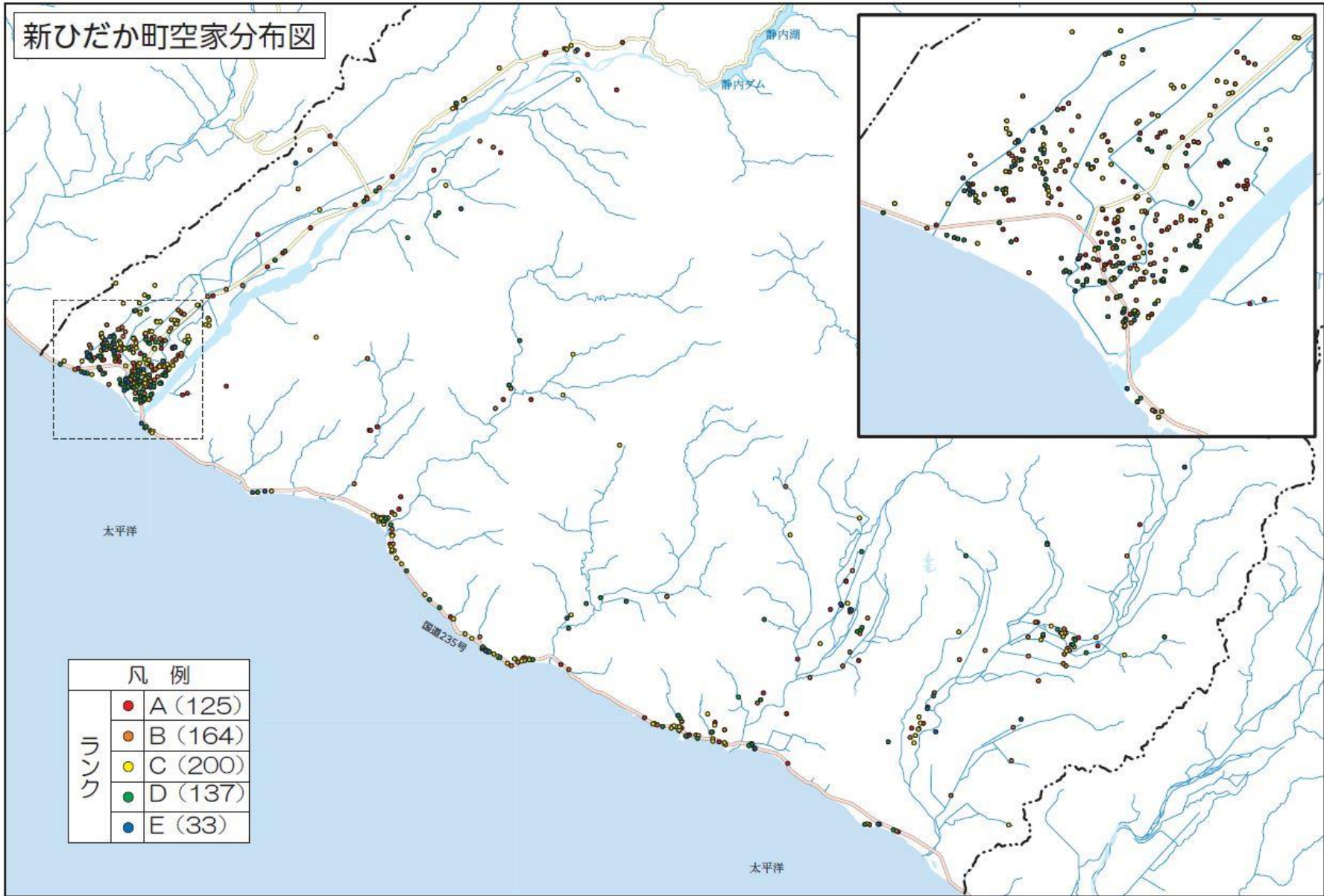
(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

新ひだか町空家分布図



新ひだか町空家等対策計画

発行年月：令和6年 月

発 行：新ひだか町保健福祉部生活環境課

